

## 蓮田市と住友生命保険相互会社との包括連携協定書

蓮田市（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、それぞれが有する知見やノウハウを有効に活用した諸活動を推進することにより、地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。
- (3) 教育・文化・スポーツに関すること。
- (4) 安全・安心に関すること。
- (5) 高齢者支援・障がい者支援に関すること。
- (6) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項（以下「連携事項」という。）に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な推進方法、役割等については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

3 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1年間本協定を更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除希望日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示し、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項の規定による秘密保持の責務を負うものとする。

（疑義等の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年11月16日

甲 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市

蓮田市長

山口京子

乙 埼玉県さいたま市大宮区仲町3丁目13番1号

住友生命大宮第二ビル4階

住友生命保険相互会社

埼玉中央支社長

麻生賢一